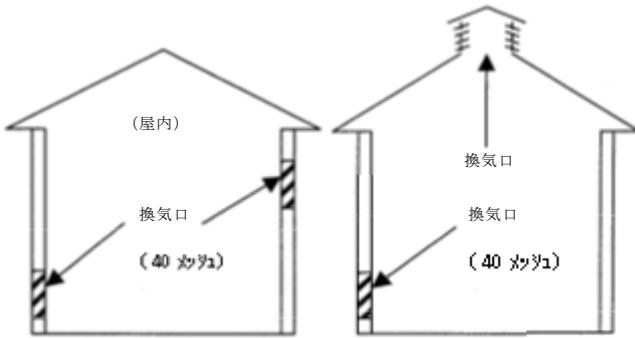


1 換気設備

(1) 換気設備の区分

ア 自然換気設備

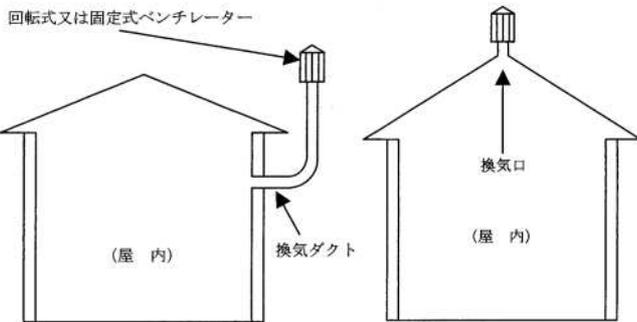
給気口と排気口により構成されるもの。



自然換気設備設置例

イ 強制換気設備

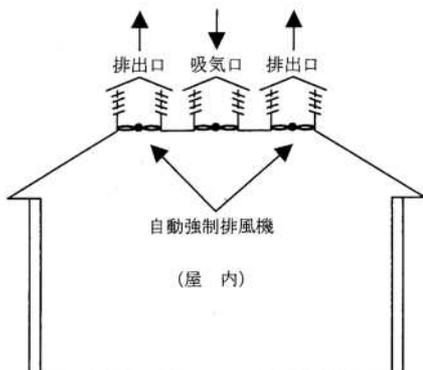
給気口と回転式又は固定式ベンチレーターにより構成されるもの等。



強制換気設備設置例

ウ 自動強制換気設備

給気口と自動強制排風機により構成されるもの等。



自動強制換気設備設置例

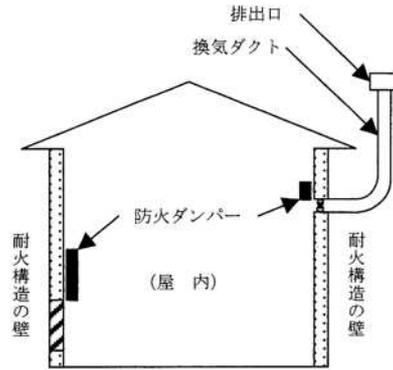
(2) 設置方法

設置方法は、換気設備及び排出設備の設置方法の表によるほか、次による。

ア 換気は、室内の空気を有効に置換するとともに、室温を上昇させないためのものであること。

イ 壁体、床又は天井を耐火構造としなければならない部分に換気口又は換気ダクトを設ける場合、又は換気ダクトを貫通させる場合には、防火上有効なダンパー等を設けること。(以下「可燃性蒸気排出設備」において同じ。)(平成元年7月4日消防危第64号質疑)

ウ 給気口又は換気口として設置されるガラリ及びベンチレーター等については、延焼のおそれの少ない部分を選択し、原則として給気口と換気口を対角に設置するよう指導する。この場合において、取付個数は床面積の概ね100㎡にそれぞれ1箇所以上とし、その大きさは概ね40cm×20cm(ベンチレーターにあっては概ね直径20cm)以上とするとともに、有効な換気ができる位置に設置するよう指導する。★



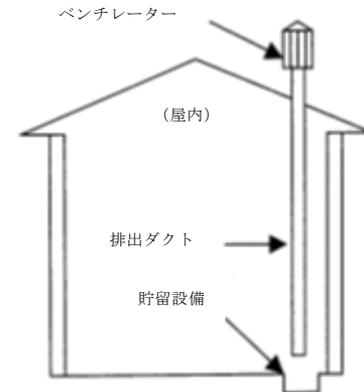
防火ダンパーの設置例

2 可燃性蒸気排出設備

(1) 可燃性蒸気排出設備の区分

ア 強制排出設備

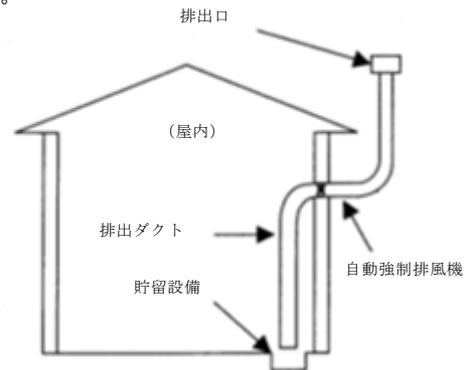
回転式ベンチレーター、排気ダクト等により構成されるもの。



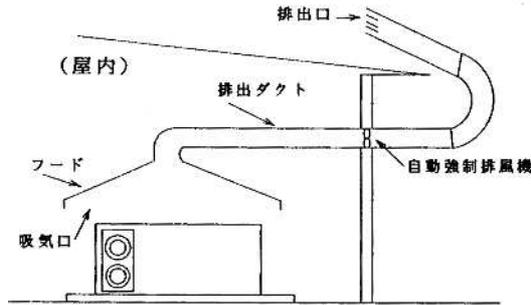
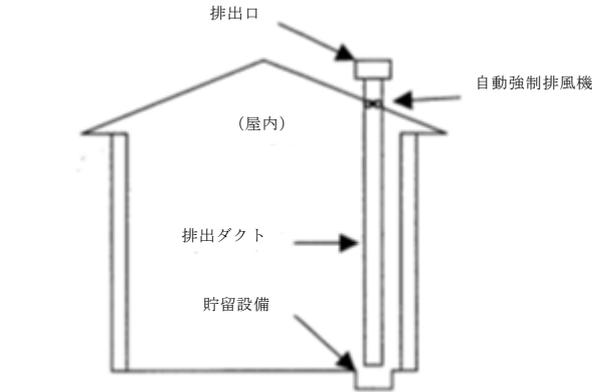
強制排出設備設置例

イ 自動強制排出設備

自動強制排風機、排気ダクト等により構成されるもの。

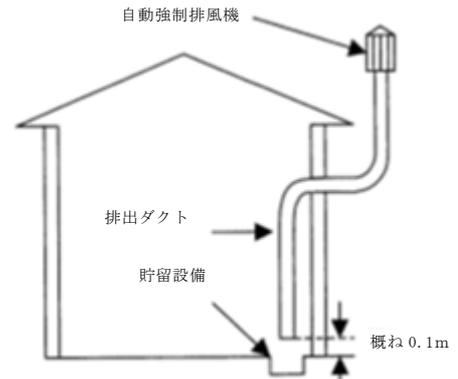


◇15 換気設備等



自動強制排出設備設置例

- イ 自動強制排出設備は、次により設けること。
 - (7) 危険物を大気にさらす状態で取扱う場合は、設備ごとに当該設備から放出される可燃性蒸気又は可燃性微粉を有効に排出できること。
 - (イ) 危令第17条第1項第20号ハに規定するポンプ室等に設ける自動強制排出設備は、ポンプ設備に通電中、これに連動して作動するとともに、その先端は、建物の開口部、敷地境界線及び電気機械器具から1.5m以上離れた敷地内とする。
 - (ウ) 排出設備の排出ダクトは専用とし、その材質は不燃材料とすること。
- ウ 排出設備の排出ダクト下端は、貯留設備の上部で、かつ、床面から概ね0.1m程度の間隔を保つように指導する★



強制排出設備の排出ダクト設置例

(2) 設置基準

換気設備及び排出設備の設置方法の表によるほか、次により指導する。★

ア 強制排出設備又は自動強制排出設備により、室内の空気を有効に置換することができ、かつ、室温の上昇するおそれのない場合には、換気設備を併設する必要はないものとする。

3 その他

給気口と排気口には、それぞれその貯蔵及び取扱う危険物の引火点に応じて引火防止網等（引火点40℃未満は40メッシュ）を設けるよう指導すること。★

換気設備及び排出設備の設置

施設	換気・排出の別	根拠条文等	種類	換気口又は排出口の位置
製造所 一般取扱所	換気設備	危令第9条第1項第10号、 危令第9条第2項	自然、強制若しくは 自動強制換気設備	換気が十分にできる位置
	排出設備	危令第9条第1項第11号(引火点 40度未満の危険物又は、引火点以上 の温度状態にある危険物を大気にさら す状態で貯蔵し、又は取扱う場合)	自動強制排出設備	軒高以上又は地上高4m 以上
屋内貯蔵所 (屋内タンク貯蔵 所、簡易タンク貯 蔵所の専用室で、 準用する場合を含 む。)	換気設備	危令第10条第1項第12号、危令第 10条第2項、第3項、第4項、第 5項、第6項	自然、強制若しくは 自動強制換気設備	換気が十分にできる位置
	排出設備	危令第10条第1項第12号、 危令第10条第2項、第3項、第4 項(引火点70度未満の危険物を貯蔵 し、又は取扱う場合)	強制排出又は自動強 制排出設備	地上高4m以上(平家建 は屋根上)
危令第10条第3項(引火点40度未 満の危険物を貯蔵し、又は取扱う場合)		自動強制排出設備	地上高4m以上(平家建 は屋根上)	
屋外タンク貯蔵所 のポンプ室(屋内 タンク貯蔵所、地 下タンク貯蔵所の ポンプ室で、準用 する場合を含む。)	換気設備	危令第11条第1項第10号の2リ	自然、強制若しくは 自動強制換気設備	換気が十分にできる位置
	排出設備	危令第11条第1項第10号の2又 (引火点40度未満の危険物を貯蔵 し、又は取扱う場合)	自動強制排出設備	地上高4m以上(平家建 は屋根上)
給油取扱所のポン プ室等	換気設備	危令第17条第1項第20号ロ、危令 第17条第2項	自然、強制若しくは 自動強制換気設備	換気が十分にできる位置
	排出設備	危令第17条第1項第20号ハ、危令 第17条第2項(引火点40度未満の 危険物を貯蔵し、又は取扱う場合)	自動強制排出設備	前2(2)イ(イ)による。
販売取扱所 (配合室)	排出設備	危令第18条第1項第9号ハ、 危令第18条第2項(引火点40度未 満の危険物を貯蔵し、又は取扱う場合)	自動強制排出設備	地上高4m以上(平家建 は屋根上)